

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月、5年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月
② 平成5年5月及び同年6月
③ 平成5年10月から8年3月まで

申立期間①及び②は、私が市役所の窓口か銀行で国民年金保険料を納付したはずである。また、申立期間③は、口座振替で納付した。私は、医療関係に勤務していたこともあり、年金についてもある程度は知っているつもりである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、1か月及び2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間はすべて納付済みである。

また、申立人は、20歳になった時から国民年金に加入し納付済みであることから、申立期間①及び②の短期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間③について、申立人は、A医院在職中（平成5年10月から11年8月）に国民年金の納付書が届き、まとめて4か月ないし5か月分の国民年金保険料を納付したと述べており、社会保険庁の記録によると、平成8年4月から同年9月までの国民年金保険料がまとめて同年9月30日に納付されている上、同年10月以降の国民年金保険料が毎月納付されていることから、申立人は、この時期に国民年金被保険者資格の再取得手続を行ったと考えるのが自然である。この時期において、申立期間③の一部は時効により国民年金保険料を納付することができず、納付可能であった期間についても、過年度分のため口座振替による納付はできないことから、申立内容どおりの納付があったとは認め難い。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、申立期間③

当時の記憶が曖昧^{あいまい}であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間③の国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年1月、5年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
夫が私の国民年金の加入手続をして保険料を納付していたので、詳しいことは分からないが、申立期間の保険料も納付したと思う。申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金加入手続をして、保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の夫は、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、A市の被保険者名簿によると、昭和36年度の国民年金保険料は昭和38年3月28日に過年度納付されていることが確認でき、その時点で現年度納付が可能であった申立期間の国民年金保険料についても、申立人の夫が納付したのと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年6月まで
② 昭和60年4月から61年12月まで

申立期間①については、集金人が自宅に来て、集金により保険料を納めており、申立期間②については、農協で納付書により保険料を納めた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び昭和57年度から59年度までの申請免除期間を除き、制度開始の昭和36年4月から60歳到達の前月である63年*月までの間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然である。

さらに、A市から申立期間当時の集金方法等を確認することはできなかったが、同市の広報誌から、申立期間①当時、申立人の居住していた地域において納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたと推認することができた。

しかしながら、申立期間②については、申立期間②の前の期間が申立人夫婦共に申請免除期間であり、その当時、保険料納付が困難であったことがうかがえる上、申立期間②の後の期間が60歳到達後の平成元年に過年度納付されているが、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 36 年 10 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和19年10月1日から23年9月10日までの期間及び申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を36年1月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額を昭和19年10月から21年3月までは200円、同年4月から23年7月までは600円、同年8月は8,100円、申立期間②を1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①のうち昭和19年10月1日から23年9月10日までの期間は明らかでない認められ、申立期間②は、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から23年9月10日まで
② 昭和35年1月11日から36年1月1日まで

私は、昭和10年4月1日からA社に入社し、17年4月からB社へ転勤した。20年3月に現地において陸軍に入隊し、23年8月に帰国した後すぐにA社C工場に復帰した。その後36年1月からD社E支店へ、40年10月からは同社F製作所に勤務し、51年1月に退職した。17年6月1日から厚生年金保険の被保険者であったはずだが、17年6月1日から23年9月10日までと、35年1月11日から36年1月1日までの期間が空白になっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された社史において、「昭和17年8月、H君と私（技術者で、当時の責任者）の2人が派遣され」との記述があり、申立人は、B社に勤務していたことが確認できる。

また、当該社史により、B社派遣従業員として記載がある同僚について調

査したところ、申立人を含め 26 名中 15 名に厚生年金保険被保険者期間が判明し、7 名については、事業所名は不明であるが、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間に資格取得している。

さらに、当該同僚の妻は、当時夫が B 社に勤務し、事務職であった旨証言しており、その同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日となっている。

加えて、当該社史及び申立人の妻の供述により、申立人は事務職であったと推認できることから、昭和 19 年 10 月 1 日に施行された厚生年金保険法(昭和 19 年法律第 21 号)に基づき、同日で厚生年金保険被保険者資格を取得したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 9 月 10 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として A 社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 9 月 10 日までの標準報酬月額については、申立人が当該事業所において同年 9 月の資格取得時以降社会保険庁の記録として確認できる標準報酬月額から、19 年 10 月から 21 年 3 月までは 200 円、同年 4 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月は 8,100 円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては当時の資料は無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、事業所から提出された昭和 36 年 10 月 15 日付け勤続 25 年表彰状及び D 社の退職金支給明細表並びに申立人の供述から判断すると、申立人が A 社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和 36 年 1 月 1 日に A 社 C 工場から D 社 E 支店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社 C 工場における昭和 34 年 12 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は無く不明と回答しているが、当該期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを誤って記録するとは考え難いことから、事業主が昭和 35 年 1 月 11 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和17年6月1日から19年10月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと主張しているが、17年6月1日に施行された労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)に基づく被保険者は、事業所に使用される男子労働者(一般事務職員を除く。)を対象とされていたところ、申立人は、事業所に使用される一般職員(管理職又はそれに準ずる事務職)であったと推認できる。

また、申立人は、当該期間の労働者年金(厚生年金)保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和52年4月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和52年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月11日から同年5月2日まで
② 昭和52年6月から同年8月まで
③ 昭和52年9月21日から同年10月1日まで

A社の昭和52年4月から同年9月までの給料支払明細書のうち、同年5月から同年9月までの給料支払明細書で、合計5か月分の厚生年金保険料が控除されているが、社会保険庁の記録では、同年5月から同年8月までの4か月分しか厚生年金保険被保険者記録が無い。同年9月分の給料支払明細書で厚生年金保険料が控除されているので、同年9月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、給料支払明細書で控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が相違している期間があるので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和52年4月1日から同年5月2日までの期間については、厚生年金保険料は翌月控除であったと推認できるところ、同年5月分の給料支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務

し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 5 月分の給料支払明細書の保険料控除額から 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主及び当該事業所を継承する B 社は、資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が所持する昭和 52 年 7 月分から同年 9 月分までの給料支払明細書及び保険料控除が翌月控除であったことが推認できることから、その主張する標準報酬月額（11 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主及び当該事業所を継承する B 社は、資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 52 年 3 月 11 日から同年 3 月 31 日までの期間については、雇用保険の加入記録から勤務していたことは確認できるものの、当該事業所の保険料控除方法は翌月控除であったと推認できるところ、申立人が所持する同年 4 月分の給料支払明細書で厚生年金保険料が控除されていないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

申立期間③について、申立人は、昭和 52 年 9 月分の給料支払明細書から、控除されている厚生年金保険料は同年 9 月分であり、同年 9 月 30 日まで勤務したと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録では昭和 52 年 9 月 20 日離職となっている上、当該期間に厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚に聴取したが、申立人が同年 9 月 30 日まで勤務していたことの明確な証言は得られなかった。

また、当時の事業主は、給料の締め日は毎月 20 日であったと回答しているところ、申立人は昭和 52 年 9 月 21 日から同年 9 月 30 日までの給料支払明細書を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち、昭和 52 年 3 月 11 日か

ら同年3月31日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年10月14日）及び資格取得日（昭和32年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年10月14日から32年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和31年10月14日から32年9月1日までの厚生年金保険の記録が無い。その間も継続して勤務し、外交員として同じ仕事をしていた。当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和29年4月30日に厚生年金保険の資格を取得し、31年10月14日に資格を喪失後、32年9月1日に当該事業所において再度資格を取得しており、31年10月から32年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と共に働いた複数の同僚は、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かった旨証言している。

また、申立人と同様の業務に従事していた同僚は、「当該事業所においては、厚生年金保険の加入に特別な条件は無く、勤務していれば、当然に給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである」と証言しているほか、当該同僚は申立期間において被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年10月から32年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月31日から同年11月1日まで
昭和33年3月15日から39年10月31日までA社B本社に勤務し、引き続き同年11月1日から同社C工場に勤務していた。

昭和39年10月31日が空白となっていることに納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された30年勤続表彰状及びA社から提出のあった在籍証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和39年11月1日にA社B本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和39年10月の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成13年4月2日、資格喪失日が14年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月28日から同年3月1日まで

平成14年2月28日にA社を退職したが、ねんきん特別便を確認したところ、事業主側が誤って資格喪失日を同日付けで届け出たことが判明した。同日まで勤務したことはタイムカードからも明らかであり、事業主側も誤った事務手続を認め、20年10月31日に厚生年金保険被保険者資格喪失年月日訂正届を提出したが、既に2年間の時効期間は経過しており被保険者期間とは認められないとのことで納得できないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録については、平成20年10月31日付け厚生年金保険被保険者資格喪失年月日訂正届により、14年3月1日まで厚生年金保険被保険者期間であったことが認められ、これに基づき申立人の資格喪失年月日が記録されているが、申立期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間とされている。しかし、事業主から提出された申立人に係る賃金台帳及びタイムカード並びに雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）の記録から、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における保険料控除額及び社会保険事務所の平成14年1月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成14年2月28日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和19年9月3日に労働者年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る労働者年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年9月3日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年3月から19年5月までは70円、同年6月から同年8月までは100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月1日から19年9月3日まで

A社B工場（現在は、C社Dセンター）に昭和16年12月16日から19年9月2日まで勤務していた。国民労務手帳の「労働者年金保険関係事項欄」にも「17年1月1日資格取得、19年9月3日資格喪失」との記載があり、同年9月2日に軍へ入隊するまで働いていたことは間違いない。途中で記録が切れていることは納得できないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民労務手帳は、国民労務手帳法（昭和16年法律第48号）第2条に基づき、製造業等の従事者に政府が発行するものであり、同法第9条に基づき、使用者及び国民労務手帳の交付を受けた者は、「必要なる事項を記載し、これを国民職業指導所長に報告すべし」と記載されているところ、当該手帳の「就業ノ場所欄」の記載により、申立人は、昭和16年12月16日に「使用開始」、19年9月2日に「解用」されており、事業所及び事業主の押印が確認できることから、申立人は、A社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該手帳の「労働者年金保険関係事項欄」には当該事業所に係る「資格喪失」は昭和19年9月3日と記載されており、事業所及び事業主の押印が確認できる。

さらに、Eセンターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、A社B工場の申立人の労働者年金保険被保険者資格喪失日は確認できないほか、当該事業所の労働者年金保険被保険者名簿は社会保険事務所に保管されていないことから、申立人に係る被保険者記録管理に不備がみられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和19年9月3日に労働者年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、国民労務手帳の記録から、昭和18年3月から19年5月までは70円、同年6月から同年8月までは100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月1日から19年6月1日まで

私は、平成17年10月21日にA社に入社し、18年8月から昇給したが、昇給前の標準報酬月額のままとっている。私が持っている給与明細書によると厚生年金保険料は昇給後の給料額に応じた保険料が徴収されている。適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初24万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年7月に事業主から健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、24万円から41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(41万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(24万円)となっている。

しかしながら、申立人が所持している給与支給明細書から、申立期間について、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、過失により、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に提出しておらず、申立人の要請で上記届を平成 21 年 7 月 6 日に提出したと認めていることから、社会保険事務所は申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで

A法人に勤めた厚生年金保険被保険者期間が、平成7年4月1日から11年3月31日までの47か月となっているが、実際には、同年3月31日までB職として在職をしていたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年4月1日となるはずである。確認書類として在職証明書及び給与領収書を提出するので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された在職証明書及び給与領収書並びに雇用保険の記録により、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与領収書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出が正しく行われていなかった旨回答していることから、事業主が平成11年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年3月6日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年8月1日から21年3月6日まで

私は昭和17年4月18日、A社に入社し、社名はB社に変わったが、61年1月31日に退職するまで同じ事業所で継続勤務をした。退職時に会社の担当者から年金見込みとして記入された496か月の加入期間に基づく年金が支給されていると思っていた。しかし、ねんきん特別便を見て、A社C支店に勤務した20年8月1日から21年3月6日までの7か月の記録が無く、さらに、同社D支店に勤務した20年4月1日から同年8月1日までがE社F工場の記録となっていることを初めて知った。途中での退職や転職は考えられないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として適正な加入記録としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社がマイクロフィルムで保存している申立人のA社勤務期間中の職員カードには、「20. 4. 14G支〇H地区」（「〇」は空欄。以下同じ）、「20. 8. 1G支〇西」、「21. 3. 6G支〇I課」と記録され、申立人が所持する年金手帳の職歴履歴欄には、同社担当者が記載したと思われる同様の記録があることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務（A社J支社から同社K支社に異動）していたことが認められる。

一方、L社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者番号ごとの被保険者名簿では、申立人の昭和20年4月1日から同年8月1日までの記録については、事業所記号番号は「M（E社F工場）」と記載されている上、性別は「男」となっており、また、申立人のB社N支店の27年4月1日資格取得に係る期間の厚生年金保険被保険者名簿（書換名簿を含む）及び原票の資格取得日は19年6月1日と記載され、当該記録も性別は「男」となっている。

さらに、申立人と一緒にA社J支社へ異動した同僚の上記名簿の事業所番号は、「M」を同社の番号「*」に訂正され、同僚は同社J支社の厚生年金保険被保険者名簿に記録があるものの、申立人の記録は無く、E社F工場の厚生年金保険被保険者名簿においても記録が確認できないが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（社会保険庁保存の旧台帳）にはA社の記録の途中にE社F工場の記録が記載されている。

以上の事実について、A社C支社を管轄していたO社会保険事務所へ照会したところ、同社の被保険者名簿は、戦災により一部焼失し、戦後復元し本人等の申立てにより記録の補正はしたが完全ではないと回答している。これらの事実を踏まえると、当該記録は完全に復元されたものとは認め難く、現存する被保険者名簿におけるこのような記録上の不備は、当初の名簿が戦災で焼失したという事情から、事業主又は申立人のいずれの責にも帰することができないものとするのが相当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和20年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、社会保険出張所）に行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年3月6日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚のL社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者番号ごとの被保険者名簿におけるA社に係る申立期間当時の標準報酬月額の記録から、70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月30日から同年5月1日まで

私は、同一企業グループの役員として所属企業の中で転勤をしたが、昭和39年4月30日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険の加入期間がつかっていないため、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料明細書及びA社並びにB社への照会結果から判断すると、申立人は昭和39年5月1日にA社からB社に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書に係る厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを確認できる関連資料が無いことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

ねんきん定期便を確認したところ、A社の平成18年12月の賞与の記録が無かった。給料支払明細書（平成18年特別賞与）に基づき厚生年金保険の標準報酬を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書（平成18年特別賞与:支給額「特別賞与30万7,500円」、控除額「厚生年金2万2,475円」）及びA社が保管する平成18年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（特別賞与30万7,500円、厚生年金2万2,475円）により、申立人は、平成18年12月25日に支給された賞与から、30万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、事業主がB社会保険事務所に平成21年9月1日まで当該届を提出していなかったことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から45年6月まで

A市の女性職員が、昭和39年4月から41年3月までの24か月分の国民年金保険料が未納となっていると勧奨に来た。同年4月28日に、同市役所で国民年金の加入手続をして、昭和41年度分と併せて36か月分の国民年金保険料を納付した。現在所持している国民年金手帳は、加入手続時に受領した国民年金手帳のコピーである。

その後、1回だけ自治会の集金で払ったが、それ以外は市町の納税用紙で支払った。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の女性職員が、昭和39年4月から41年3月までの24か月分の国民年金保険料が未納となっていると勧奨に来たので、同年4月28日に、同市役所で国民年金の加入手続をして、昭和41年度分と併せて36か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その際受け取ったとする国民年金手帳の発行年月日は、昭和46年11月30日と記載されている上、45年10月から始まった「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄（付加保険料）が記載されていることから、その手帳は、同年10月以降に作成された国民年金手帳と推定でき、41年4月28日に国民年金の加入手続をした時に受け取った国民年金手帳との申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、昭和46年度国民年金印紙検認記録欄に、昭和41年4月28日の検認印が押されていると述べているが、検認印は不鮮明であるものの、当該年度（国民年金保険料の現年度納付については、4月初日から翌年4月末日までを一つの年度としてとらえる。以下同じ）を超えた検認印が押されることは考えられないことから、当該検認印の日付は、47年4月28日と推定できる上、その国民年金手帳の発行年月日が46年11月30日であることを踏まえると、申立人は、国民年金の加入手続をした後、A市役所で領収できる当該年度末に昭和46年度分の国民年金保険料を一括納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金加入時に受け取った国民年金手帳の住所は、「B 県A市C町」となっているが、C町（旧D町）は昭和43年7月1日に住居表示が変更されたことにより誕生した町であることがA市の広報で確認できたことから、申立人の主張は不合理である。

加えて、申立期間中、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年3月まで
任意加入を辞める手続をした覚えが無く、国民年金保険料は町内の集金で納めていた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、集金人の氏名及び集金の際に他の税金等も一緒に納付していたか等の記憶は一切無いとしており、申立人は、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、A町の国民年金被保険者名簿によれば、昭和58年6月2日資格喪失、61年4月1日資格取得となっており、この間は町から集金組織に対して申立人の保険料徴収に係る依頼が無かったものと考えられる。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から43年7月まで
昭和38年ごろ、近所に住んでいた従兄弟に国民年金の加入を勧められ、A町役場で加入手続をした。国民年金保険料は、地区の人に納付したと思う。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、国民年金手帳の受領や保険料額に係る記憶が無いなど、申立期間当時の記憶が曖昧^{あいまい}であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月ごろに払い出されており、同年12月1日が資格取得日(任意加入者)となっていることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和43年8月に厚生年金保険の会社に勤務しているが、この時に国民年金の脱退手続をした記憶が無く、国民年金の任意加入手続をしたのは、1回だけだったと述べている。

加えて、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年3月まで
昭和46年11月ごろ、父親がA町役場で国民年金の加入手続をした。母親が国民年金保険料を集金人に納付してくれたはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が集金人に納付してくれたはずであると主張しているが、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月ごろに払い出されており、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる同年同月時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の唯一所持する年金手帳は昭和49年11月以降に発行された三制度共通のものであり、それ以外の手帳は見たことが無いとしているなど、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっている上、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は高齢のため、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から48年10月まで
申立期間の保険料は、妻が妻の保険料と一緒にA町役場に納付していたはずである。妻は納付となっているのに、私だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が妻の保険料と一緒にA町役場に納付していたはずであると主張しているが、その妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間は未加入期間であり、A町では昭和38年7月から納付書による納付が開始されたが、申立人に対しA町役場から納付書の発行があったとは考え難い。

さらに、関係人から聴取しても、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言を得ることはできない上、申立期間中、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は約11年の長期間に及んでいる上、申立人には申立期間のほかにも長期の未加入期間があり、納付意識が高かったことをうかがうことはできない。

このほか、申立人は平成14年10月23日に、厚生年金保険脱退手当金を受領しており、社会保険事務所に保管されているその関連資料には、国民年金保険料の納付月数（18か月）が記載され、申立人が署名押印していることから、その時点で申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付していなかったことを認識していたものと考えても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から43年3月まで

申立期間当時は、国民年金保険料を部落で集金していた記憶があり、その中に自分の国民年金保険料が納付されていたかは分からないが、母親が加入手続をして、納付してくれていたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年6月ごろに払い出されており、同年5月に43年4月から45年3月までの国民年金保険料がまとめて納付されていることから、申立人はこの時期に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A町（現在は、B市）の当時の国民年金保険料の集金台帳には、一緒に納付していたとする申立人の母親の氏名は記載されているが、申立人の氏名は記載されていないことから、申立期間において申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを推定することは困難である。

加えて、申立人は申立期間の途中の昭和41年8月に結婚しているが、申立人は結婚当初の国民年金についての記憶が無く、納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 1 月 16 日から同年 3 月 31 日まで
② 平成 8 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
③ 平成 18 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

①平成 6 年 1 月 16 日から同年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に雇用され、C 社 D 工場内で、電子部品の組立て及び取付けの仕事をした。実際に働いたのは 10 日間ほどである。② 8 年 6 月から同年 8 月まで E 社に勤務し、電子部品の組立て、取付け及びハンダ付けの仕事をした。実際に働いたのは 10 日間ほどである。③ 18 年 5 月から同年 6 月まで、F 社から派遣され、G 社 H 製作所で大型工作機の組立作業の仕事をした。実際に働いたのは 3 週間ほどである。採用される際に年金手帳を提出した。上記 3 か所の厚生年金保険被保険者記録が無いため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 社に照会したものの、当時の資料が残っておらず、申立ての事実について確認することができなかった。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について有効な証言が得られなかったほか、当該同僚は、「同じ勤務形態で働いている人の中に厚生年金保険に加入していない人がいた」、「A 社で 2 度雇用され、C 社 D 工場と同じ仕事に従事したことがあるが、1 度目の勤務の時（申立期間当時）は、厚生年金保険に加入せず、国民年金に加入していた」と証言していることを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうか

がえる。

- 2 申立期間②について、E社を継承するI社に照会したところ、「当時の資料が無いため、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除については不明であるが、入社後1か月ほどの試用期間を設けていたため、10日間ほどの勤務であれば、厚生年金保険には加入させていなかったと思う」と回答している。

また、当該期間に厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について有効な証言は得られなかった。

- 3 申立期間③について、F社が保管している申立人の作業日報及び賃金台帳から、申立人は平成18年6月7日から同年6月20日まで勤務しているものの、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立人は臨時雇用であったため、厚生年金保険の資格取得要件を満たしていない」と回答しているところ、当該事業所が保管する労働契約書によると、申立人の雇用期間は平成18年6月7日から同年7月31日までであることが確認でき、厚生年金保険法第12条では、臨時に使用されるものであって、2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険被保険者としなことが定められていることから、申立人は厚生年金保険被保険者の要件を満たしていなかったと推認できる。

- 4 すべての申立期間において、勤務した各事業所に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録には申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いほか、雇用保険の加入記録を確認することができない。

なお、申立人は、すべての申立期間において、J市の国民健康保険に加入していることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者として認識していた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、すべての申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 16 日から 10 年 7 月 16 日まで

A社に勤務して一度退職をし、数年後に再度入社した。最初の勤務期間は厚生年金保険被保険者の記録はあるが、2度目の勤務期間の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職場の店長及び同僚の証言から、期間は特定できないもののA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「パートやアルバイトにかかわらず、3か月間の平均勤務時間が所定時間以上の勤務者については、本人に加入の意思を確認した上で加入させている。ただ、当時は周知徹底されていなかった可能性がある」旨回答している。

また、申立人は申立期間において国民年金に加入している上、社会保険庁の記録によれば、申立期間初期の平成8年においては、国民年金保険料の全額免除申請をしている記録があるほか、申立期間にB市において国民健康保険にも加入している。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険記録は確認できない上、社会保険庁のA社の被保険者縦覧照会記録では、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が無く連続していることから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考え難い。

なお、申立人は、「国民健康保険の加入は、母が申請した」と陳述しているが、B市においては、「加入申請時には、勤務していた事業所で記入、証明させた市の指定書式を提出させている」旨回答している。

加えて、事業主は申立期間当時の人事記録等を保管していない上、申立人

は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月 1 日から 61 年 7 月 1 日まで
(A社)
② 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 5 月 31 日まで
(B社)
③ 平成 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 22 日まで
(C社)

昭和 53 年から母子家庭になり、健康保険のある会社に就職することだけを考えていた。健康保険には子供がかかり、加入していたことは間違いない。厚生年金保険も健康保険と同じだと思っていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係るA社について、期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務したことは一部の同僚の証言から推認できるものの、当該事業所は、申立期間当時の関係書類等を保管していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できず、申立人の在籍については不明と回答している。

また、当該事業所は申立期間当時から現在に至るまで給与は完全歩合制による支払であり、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚は、「完全歩合制であり、入社後、すぐには厚生年金保険に加入せず、売上実績を積んだ後に加入した」と証言しているほか、他の同僚は、「売上げが最優先であり、勤務時間管理は従業員にゆだねられており厚生年金保険に加入していない従業員も多数いた」と証言していることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

2 申立期間②に係るB社について、申立人が供述している「B社」の商号である事業所名及び申立人が電話営業用に使っていて記憶にある「D法人」の商号である事業所名は、共に社会保険庁で管理しているオンライン記録から厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、商業登記簿謄本も存在しない上、申立人はその事業所の所在地及び当時の上司及び同僚の氏名等の記憶も明確ではなく該当事業所を確認できない。

また、類似商号の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者記録を調査したものの、申立人の氏名を確認することはできない。

3 申立期間③に係るC社について、申立人は、当該事業所から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録から、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「入社と同時に雇用保険には加入するが、試用期間が2か月あり、その期間は厚生年金保険には加入しない規則があった」と証言しており、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

4 申立期間①及び②の事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できないほか、申立期間①及び③の事業所に係る社会保険庁の健康保険・厚生年金保険被保険者記録に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

なお、申立人は健康保険のある会社に就職していたと主張しているが、申立期間②及び③については、E市において国民健康保険に加入していることから、当時、健康保険及び厚生年金保険被保険者として認識していた事情はうかがえない。

また、申立人は、すべての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、関連事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 16 日から 44 年 11 月まで
② 昭和 56 年 6 月から 58 年 7 月 28 日まで

申立期間①については、昭和 43 年高校卒業後、同年 4 月から A 市の B 社 C 工場へ入社し、溶接及び組立ラインの仕事をした。44 年まで勤務したはずである。

申立期間②については、昭和 56 年 6 月から 58 年 7 月 28 日まで D 社において勤務し、営業及び各種防水・体育施設の現場管理の仕事をした。当初 E 町で発足したが、その後 F 区に移転した。

上記の 2 社については、正社員として採用され給料から保険料が控除されていたので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管する B 社における厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 43 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 7 月 16 日に資格を喪失していることが確認できる上、同社から提出のあった「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人の資格取得日及び資格喪失日が、上記原票と一致している。

また、申立人は、昭和 44 年夏過ぎまで勤務したと申し立てているほか、申立期間に係る同僚の氏名は覚えておらず、上司についても名字、特徴だけの記憶で特定ができない上、申立人のことを記憶する同僚も見当たらないことから、申立人の申立期間における勤務実態について推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、D社の元事業主の妻及び複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和57年7月1日であり、申立期間の一部を含む同日前の期間については適用事業所としての記録が確認できない。また、申立人は、同社が58年1月19日からG社と商号を変更していることについて記憶していない。

さらに、申立人は、当該事業所が受注した事業について記憶しておらず、その事業を遂行したとする同僚は、その時期を記憶している服装から春か秋ではないかと供述していること、及び当該同僚の申立事業所における在籍期間から、遂行時期は昭和57年の春か秋であり、遂行するための準備期間が必要であったことを踏まえると、申立人は申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に退社したと推認される。

加えて、D社は昭和58年7月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで
私は平成 15 年 4 月から 16 年 4 月までの間も事業主として通常勤務していた。標準報酬月額が 62 万円から 9 万 8,000 円に減額されているが、当時の役員報酬は市県民税所得課税証明書及び銀行取引履歴のとおり 140 万円以上あり、不当に減額されているため厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 16 年 5 月 1 日）の後の平成 16 年 5 月 7 日付けで、15 年 4 月から 16 年 4 月までの 13 か月間の標準報酬月額が 62 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖事項全部証明書により認められる。

また、社会保険事務所保管の当該事業所に係る滞納処分票には、平成 16 年 5 月 7 日付けで事業主が来所し、自己破産による申立てに基づく全喪届を受理した旨の記載がある上、申立人は、厚生年金保険料の滞納分を無いように処理する旨の説明を受け、それに対して同意したと供述しており、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで
昭和 50 年 11 月 1 日に A 社に入社し、57 年 8 月に法人化されて B 社となった後は、平成 11 年 9 月 29 日に退職するまで役員として勤務した。入社した月から 9 年 3 月までの期間において、社会保険事務所の標準報酬月額が実際に支払われた給与より低額で記録されている。申立期間について、実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間のうち、申立人が所持する昭和 54 年 3 月から同年 7 月までの期間、平成 2 年 11 月、同年 12 月及び 3 年 2 月から 9 年 8 月までの期間(平成 5 年 10 月及び同年 11 月を除く。)に係る給料支払明細書並びに昭和 52 年の源泉徴収票に記載された給与支給額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、同庁が記録している標準報酬月額と同額又は同庁記録より低額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間のうち、上記期間を除く期間については、申立人が勤務したB社は現存しておらず、事業主や委託先であった税理士及び社会保険労務士には、厚生年金保険料の控除額を確認できる源泉徴収簿や賃金台帳等の資料は保存されていないことから、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は、記載内容に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までについて、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑬について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月から 36 年 5 月まで
② 昭和 37 年 3 月から同年 5 月まで
③ 昭和 38 年 6 月から同年 7 月まで
④ 昭和 39 年 2 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 40 年 5 月から同年 7 月まで
⑥ 昭和 41 年 6 月
⑦ 昭和 44 年 11 月から 45 年 7 月まで
⑧ 昭和 62 年 5 月から同年 9 月まで
⑨ 昭和 63 年 5 月から平成元年 9 月まで
⑩ 平成 2 年 12 月から 4 年 9 月まで
⑪ 平成 8 年 6 月から 10 年 9 月まで
⑫ 平成 11 年 10 月から 12 年 3 月まで
⑬ 昭和 61 年 12 月 21 日から 62 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①から⑦まで、及びB社に勤務した申立期間⑧から⑫までにおける標準報酬月額の決定が誤っており、正確な標準報酬月額が記録されていないので訂正してほしい。また、C社における申立期間⑬については、退職日が昭和 61 年 12 月 20 日とされているが、同年の給与所得源泉徴収票の退職日は同年 12 月 31 日と記入され、保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を 62 年 1 月 1 日とするよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑫までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（給与支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人から提出されたA社における昭和35年12月、37年4月から同年5月まで、38年6月から同年7月まで、39年2月から同年3月まで、40年5月から同年7月まで、及び44年11月から45年7月までの給与明細書並びにB社における申立期間⑧から⑫までにおける給与明細書において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁が記録している標準報酬月額と同額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①から⑫までのうち、上記期間を除く期間については、両事業所は、賃金台帳等の関係書類はすべて廃棄済みと回答していることから、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は、当該月額が遡及^{そきゅう}して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑫までについて、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間⑬については、申立人が提出した給与明細書から毎月20日締切りで当月に保険料を控除していることが確認でき、申立人が最後に受け取った給与明細書の支払期間が「自11月21日、至12月20日」と記入されている上、当時の事業主の昭和61年12月20日付けでの退社証明書が提出されていることから、申立期間⑬について、申立人が当該事業所において勤務していた事情はうかがえない。なお、同年12月分の給与から控除された厚生年金保険料については、当該事業主が誤って控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑬に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から平成 12 年 3 月 22 日まで
昭和 60 年 6 月 1 日にA社に入社、平成 7 年 9 月から役員に就任し、12 年 3 月 21 日まで勤務した。同僚の申立てによって社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が実際に支払われた給与より低額であることを知った。当該事業所に勤務したすべての期間について、実際に支払われた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険料の控除額や報酬月額が確認できる給与明細書等は所持していないものの、申立期間の標準報酬月額が相違していることを申し立てている。

しかし、申立人が勤務したA社は現存しておらず、事業主や委託先であった税理士及び社会保険労務士には、厚生年金保険料の控除額を確認できる源泉徴収簿や賃金台帳等の資料は保存されていないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなるが、申立人と同様に役員であった同僚が所持する給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、社会保険庁が管理している標準報酬月額に見合う報酬月額を超える報酬を得ていたことはいかなるものも、当該給料支払明細書の厚生年

金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁における標準報酬月額の記録と同額又は当該記録より低額となっている。

さらに、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は、記載内容に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。